

平成 25 年第 3 回市会定例会

契約議案に関する参考資料

〈目次〉

- | | | |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 横浜市の工事請負契約に係る入札方式について | 1 頁 |
| 2 | 案内図
消防救急デジタル無線設備（活動波）設置工事 | 2 頁 |
| 3 | 入札てんまつ
消防救急デジタル無線設備（活動波）設置工事 | 3 頁 |
| 4 | 平成 25 年度公共工事の「新年度単価適用の特例措置」について | 4 頁 |

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成 18 年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される 19 億 4 千万円以上（平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月まで）の工事で、当該工事に係る入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「工事成績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。

※ 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。具体的には、入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で割った数値（評価値）の最も高い値の者を落札者とします。

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の 3 種類を実施しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者としますが、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 低入札価格調査制度（政府調達協定対象工事及び総合評価落札方式による工事に適用）

予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等には、当該入札者を落札者とししない制度です。

※ 失格基準

調査基準価格を下回る金額で入札が行われた場合、入札者が提出した内訳書の金額が、本市が設計した金額と比べ、一定の基準（失格基準）を下回るときは、落札者としません。

(2) 最低制限価格制度（低入札価格調査制度を採用する工事以外の工事に適用）

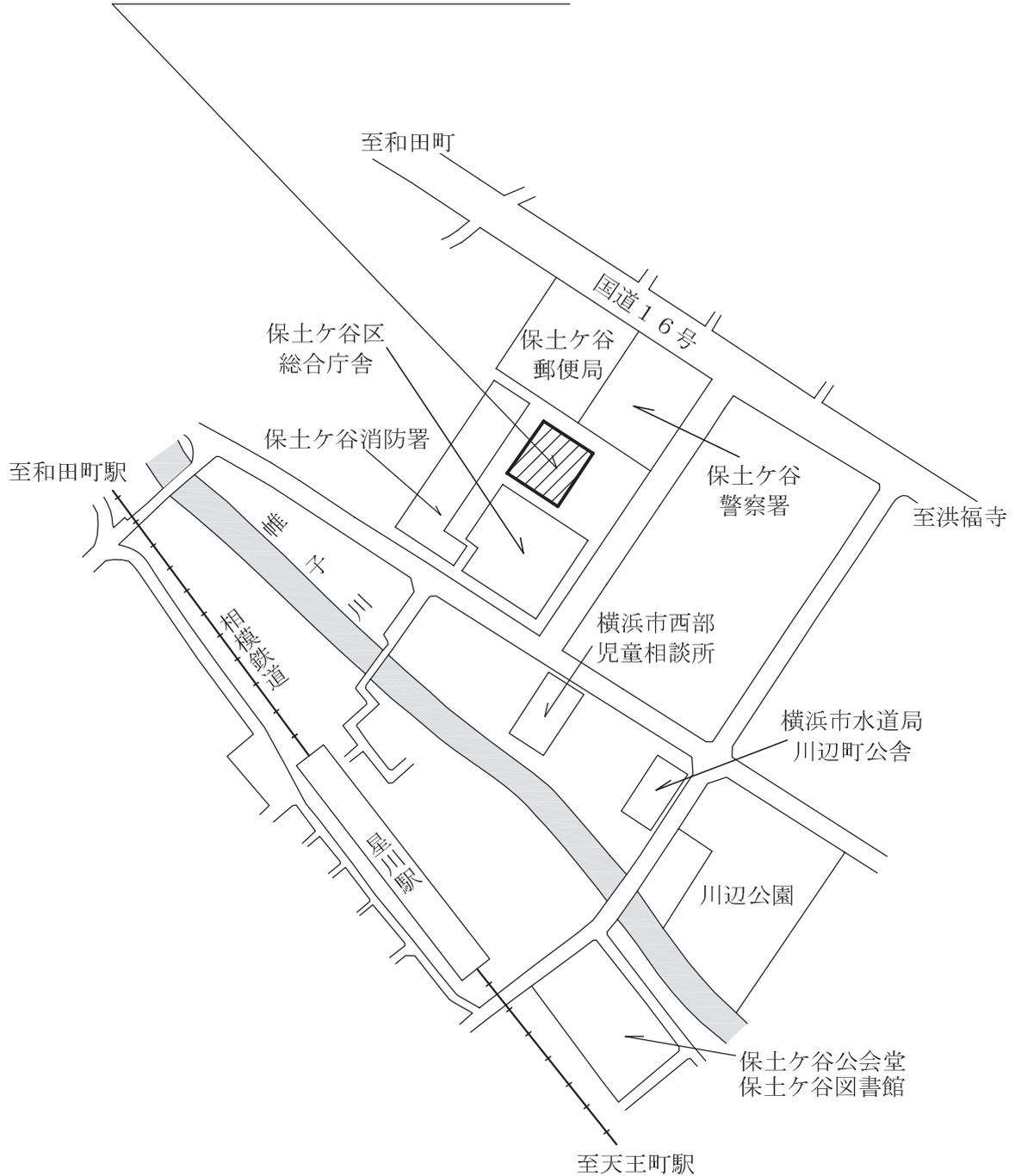
予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として、落札者とししない制度です。

案 内 図

市第 52 号議案

消防救急デジタル無線設備（活動波）設置工事請負契約の締結

(工事場所)
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9 ほか



市第 54 号議案	南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その 27・地盤改良工）請負契約の変更
市第 55 号議案	南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その 28・基礎及び本体工）請負契約の変更

平成 25 年度公共工事の「新年度単価適用の特例措置」について

1 特例措置実施の背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、農林水産省及び国土交通省が毎年 4 月に改定し、本市も公共工事の設計に使用しています。平成 25 年 4 月に改定された新労務単価は、平成 24 年度の旧労務単価と比べ全国平均 15.1% の大幅上昇となりました。

公共工事の設計から契約締結までの手続きには一定期間を要するため、平成 25 年 4 月以降に契約した案件のなかにも、旧労務単価により設計されたものがあります。そのため、国土交通省は、旧労務単価に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更できる「特例措置」を定め、地方公共団体にもその適用を要請しています。

2 本市の特例措置の内容

契約日が平成 25 年 4 月 1 日以降の工事及び製造の請負契約のうち、平成 24 年度単価に基づく契約について、契約後、契約の相手方からの請求により、新年度単価（平成 25 年度単価）に基づく契約金額に変更できることとしています。

※「新年度単価」については、本市では、国が要請する労務単価に加え、材料単価（建設工事に用いる資材の単価）も、特例措置の対象としています。

3 変更後の契約金額の算出式

$$\text{変更後の契約金額} = P \times K$$

P：新年度単価に基づく予定価格

K：当該契約の落札率